

5. 道路占用許可の特例、河川敷地占用許可制度、都市公園占用許可の特例

5-1. 道路占用許可特例制度 H23- (法第 46 条第 10・11 項 法第 62 条)

1. 制度の背景・目的

- 全国の都市では、まちの利便性を高めるための施設や設備の設置、まちのにぎわいを創出するためのイベントの開催等に際して、建物が建て込んでいて民地内で適地の確保が困難なケースが多く、道路等の公共空間を活用したいとのニーズが高まりつつあります。
- こうしたニーズを受けて、これまでも通知等で、道路占用許可の運用の弾力化が図られてきました。

- 食事施設等は原則として道路占用許可の対象ではありませんでしたが、平成 17 年 3 月の通知により、「地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組む路上イベント」に伴うオープンカフェの設置が認められました。
※国土交通省道路局長通知「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」（国道利第 28 号、平成 17 年 3 月 17 日）
- 平成 18 年 11 月の通知により、放置自転車対策として道路管理者が設置する自転車駐車器具の占用が認められました。
※国土交通省道路局長通知「道路法施行令の一部改正について」（国道利第 31 号、平成 18 年 11 月 15 日）。
- 平成 20 年 3 月の通知により、「地域における公共的な取組み」（地域の活動主体が行う、地域の活性化やにぎわいの創出等に寄与する、営利を主目的としない活動：道路の清掃・美化、街灯・ベンチ・上屋の整備・管理、路上イベント等）の費用の確保を目的とした、既存物件に添加する広告物等の占用が認められました。
※国土交通省道路局長通知「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（国道利第 22 号、平成 20 年 3 月 25 日）

- 平成 23 年の法改正に伴い、市町村が、まちのにぎわい創出等のために必要であるとして都市再生整備計画に記載した施設等については、道路占用許可の基準が緩和されることになりました。

- 個別の占用許可に際しての基準が緩和されます
 - 通常、占用許可の審査の際に課される基準のうち、「無余地性の基準」（道路外に余地が無くやむを得ない場合であること）が問われなくなります。
- 個別の占用許可の協議・調整が円滑になります
 - これまで、占用しようとする者は、そのたびごとに関係部局に説明する必要がありました。一方、新たな制度の下では、関係部局間で調整の上、都市再生整備計画に位置づけることにより、個別の協議・調整が円滑に進むことが期待されます。

- これにより、道路空間を活用したまちづくりを推進しやすくなると考えられます。

- 道路や地下道の空間を利用してオープンカフェを展開し、まちの回遊性・にぎわいを高めることができます。
- 道路区域内に看板や広告塔を設置し、良好な景観の形成や風致の維持に役立てることが出来ます。

都市における道路空間利用のニーズの高まりや厳しい財政事情の中での民間資金の活用の拡大の要請を踏まえ、道路空間のオープン化を推進するため、都市再生整備計画の区域内において道路管理者が指定した区域に設けられるオープンカフェ、広告板等の占用許可基準を緩和する特例制度。

- ▶ 官民連携による良好な道路空間の創出
 - ・都市の道路空間の有効利用により、まちのにぎわい・交流の場を創出(新たなビジネスチャンスの創出)。
 - ・民間活力の活用により、財政支出を伴わないインフラの管理を展開。

都市再生整備計画の区域内

都市再生整備計画への記載

特例道路占用区域の指定

- ・道路管理者が、市町村からの意見聴取等を行い指定
- ・都市の再生に貢献し、歩行者等の利便の増進に資するオープンカフェ、広告板等を対象

占用許可基準の特例

- ・余地要件(※)の適用を除外
- ・占用許可を受けた者は、周辺の道路の清掃、植栽の管理等を実施

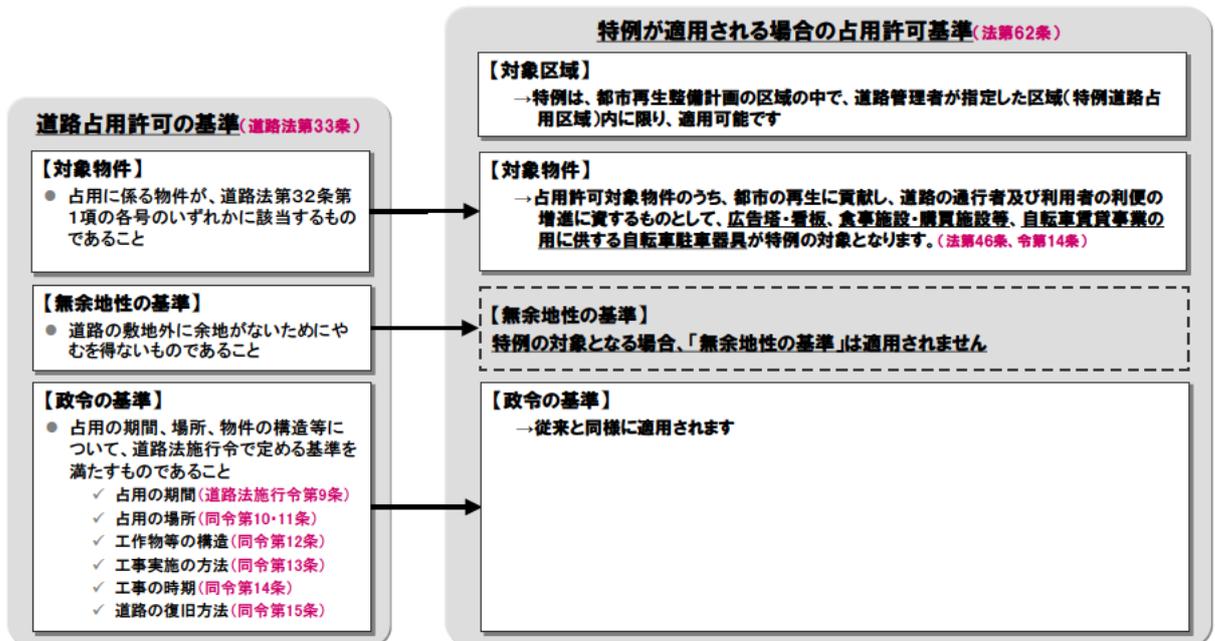
※占用許可基準の1つ。道路の敷地外に余地がないためにやむをえない占用であること

制度活用イメージ



II. 制度の概要

- 通常、道路の占用は、道路外に余地が無くやむを得ない場合にしか許可されません（道路法第33条第1項：無余地性の基準）が、市町村が、まちのにぎわい創出等のために必要であるとして、都市再生整備計画に位置づけた施設等については、一定の要件を満たせば、占用許可にあたり「無余地性の基準」の適用が除外される道路占用許可の特例を受けることができます。



■ 特例を適用可能な施設

- 特例を適用可能な施設は、占有許可対象物件のうち、都市の再生に貢献し、道路の通行者及び利用者の利便の増進に資するものである、広告塔・看板、食事施設・購買施設等、自転車賃貸事業の用に供する自転車駐車器具の3種類です。

道路占有許可対象物件

(道路法第32条第1項)

- 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等
- 水管、下水道管、ガス管等
- 鉄道、軌道等
- 歩廊、雪よけ等
- 地下街、地下室、通路、浄化槽等
- 露店、商品置場等
- その他政令で定めるもの

(以下、道路法施行令第7条)

- ✓ 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- ✓ 太陽光発電設備及び風力発電設備
- ✓ 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- ✓ 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- ✓ 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- ✓ 防火地域内で、耐火建築物の工事期間中必要となる仮設建築物
- ✓ 市街地再開発事業、防災街区整備事業の施行区域内に居住する者で、事業施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- ✓ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設
- ✓ トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗等の施設
- ✓ 応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- ✓ 道路の区域内の地面に設ける自転車、原動機付自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具
- ✓ 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所



このうち、都市の再生に貢献し、道路の通行者及び利用者の利便の増進に資するものとして、以下が特例の対象となります。(法第46条、令第16条)

- ① 広告塔又は看板で、良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
※道路を通行する際に一般に派生する需要を満たすものは、幅広く対象になります。例えば、オープンカフェ、小規模売店、案内所、休憩所などが想定されます。
- ③ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

【注】 無余地性の基準が除外されるのは上記施設に限られます。

上記以外の施設については従来通り無余地性の基準が適用されますが、ベンチ、花壇、街灯など従来から道路区域内で道路占有許可を得て設置することが可能な物件については、にぎわい創出のために必要な施設として、別途道路占有許可を申請した上で設置することは可能です。

(路政課事務連絡)

■ 「政令の基準」とは

① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（景観形成広告塔等）の場合

方針	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例道路占用区域内に設けられるものであること（第1-1-(1)） ● 道路交通環境が相当程度向上することが想定されること（第1-1-(2)）
占用の場所	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること【令第21条第1号で規定】（第1-2-(1)） <ul style="list-style-type: none"> ● 自転車歩行者道：交通量が多い道路は4m以上、その他の道路は3m以上（道路構造令第10の2第2項） ● 歩道：交通量が多い道路は3.5m以上、その他の道路には2m以上（道路構造令第11条第3項） ● 広告塔の地面に接する部分は車道以外の道路の部分（第1-2-(1)） ● 原則として交差点等の地上に設けないこと（第1-2-(2)） ● 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること（第1-2-(3)） ● 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること（第1-2-(4)） ● 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること（第1-2-(5)） ● 特例を受ける場合、「④S44 広告物等占用許可基準」における下記基準は適用されない（第1-1） ● 禁止場所のうち、「今後改築済となる道路の区間」及び「高架構造(横断歩道橋を含む)」（第4-(2)・(3)イ）
占用の期間	道路法施行令第9条	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般占用物件は5年以内 ※再度申請して占用許可を更新すれば、継続して占有することができる
工事実施の方法	道路法施行令第13条	<ul style="list-style-type: none"> ● 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること ● 路面の排水を妨げない措置を講ずること
工事の時期	道路法施行令第14条	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の占用工事・道路工事の時期を勘案して適当な時期であること ● 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること
道路の復旧方法	道路法施行令第15条	<ul style="list-style-type: none"> ● 掘削土砂を埋め戻す場合は層ごとに行い、確実に締め固めること ● 掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適當な場合は土砂の補充又は入替え後に埋め戻すこと
占用施設の構造	道路法施行令第12条	<ul style="list-style-type: none"> ● 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること 等

	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること (第1-3-(1)) ● 車両の運転者の視野を妨げないものであること (第1-3-(2)) ● 広告塔又は看板の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること【令第21条第2号で規定】 (第1-3-(3)) ● 景観形成広告塔等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注意することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること (第1-3-(4)) ● 広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること (第1-3-(5)) ● 特例を受ける場合、「S44 広告物等占用許可基準」における下記基準は適用されない (第1-1) ● 設置方法に関するすべての規制 (第5) ● 構造色彩等のうち以下の規制 <ul style="list-style-type: none"> ● 路上広告物等の地色は、原則として白色又は淡色に限る (第6-(2)後段) ● 路上広告物等は、電光式、照明式であってはならない (第6-(3))
	S44 広告物等占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造、色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと (第6-(2)前段) ● 反射材料式でないこと (第6-(3)) ● デザイン及び表示内容は、美観風致を十分考慮して定めること (第6-(4))
占用主体	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認める (第1-4) 等
占用の許可の条件	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的な条件の他、必要に応じて以下の条件を付す <ul style="list-style-type: none"> ● 広告物の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと (第1-5-(1)) ● 表示内容が、公序良俗に反するものでないこと (第1-5-(2))

「H23 占用特例許可基準」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成23年10月20日、国道利第22号)

「S44 広告物等占用許可基準」

→建設省道路局長通知「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」(昭和44年8月20日、建設省道政発第52号)

②食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものの場合

方針	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例道路占用区域内に設けられるものであること (第 2-1-(1)) ● 提供されるサービスが都市再生整備計画に記載された方針に合致したものであること (第 2-1-(2)) ● 道路交通環境が相当程度向上することが想定されること (第 2-1-(3))
	H23 食事施設等 占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの、又はこれに準ずるものであること (2-(1)) ● 販売される物品又は提供されるサービスが、道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること (2-(2)) ● 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと (2-(3))
占用の 場所	道路法施行令 第 11 条の 7	<ul style="list-style-type: none"> ● 地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること ● 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車歩行者道：交通量が多い道路は 4m 以上、その他の道路は 3m 以上 (道路構造令第 10 の 2 第 2 項) ○ 歩道：交通量が多い道路は 3.5m 以上、その他の道路には 2m 以上 (道路構造令第 11 条第 3 項) ● 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること ● 原則として交差点等の地上に設けないこと 等
	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること (第 2-2) 等
	H23 食事施設等 占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な隔離を確保すること (3-(5))
占用の 期間	道路法施行令 第 9 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般占用物件は 5 年以内 <p>※再度申請して占用許可を更新すれば、継続して占有することができる</p>
工事実施 の方法	道路法施行令 第 13 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること ● 路面の排水を妨げない措置を講ずること
工事の 時期	道路法施行令 第 14 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の占用工事・道路工事の時期を勘案して適当な時期であること ● 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること
道路の 復旧方法	道路法施行令 第 15 条	<ul style="list-style-type: none"> ● 掘削土砂を埋め戻す場合は層ごとに行い、確実に締め固めること ● 掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適当な場合は土砂の補充又は入替え後に埋め戻すこと

占有施設の構造	道路法施行令第12条	<ul style="list-style-type: none"> ● 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること ● 必要最小限度の規模であり、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること
	H23 食事施設等 占有許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両の運転者の視野を妨げないものであること (4-(3)) ● 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示又は塗装しないこと (4-(4)-ア) ● 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること (4-(4)-イ)
占有主体	H23 占有特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占有区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認める (第2-3) 等 ● 特例を受ける場合、「②H23 食事施設等占有許可基準」における下記基準は適用されない (第2-1) ● 占有主体は、①地方公共団体、②地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等、③食事施設等の占有につき地方公共団体から支援を受けている者に限る。③の場合、占有許可申請書に地方公共団体の意見を付すこと (5-(1)~(3))
占有の許可の条件	H23 食事施設等占有許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的な条件の他、必要に応じて以下の条件を付す <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き、宣伝活動等を行わないこと (6-(1)) ・ 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること (6-(2))
その他	H23 占有特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例を受ける場合、「H23 食事施設等占有許可基準」における下記基準は適用されない (第2-1) ● 近隣の住居・店舗等の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書を、占有許可申請書に付すこと (7-(3))

「H23 占有特例許可基準」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占有許可の取扱いについて」(平成23年10月20日、国道利第22号)

「H23 食事施設等占有許可基準」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」(平成23年10月20日、国道利第20号)

③自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの場合

方針	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例道路占用区域内に設けられるものであること (第3-1-(1)) ● 道路交通環境が相当程度向上することが想定されること (第3-1-(2)) ● 提供されるサービスが広く一般の用に供するものであり、特定の者にのみサービスを提供するものでないこと (第3-1-(3))
占用の場所	道路法施行令第11条の9	<ul style="list-style-type: none"> ● 車道以外の道路の部分であること ● 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車歩行者道：交通量が多い道路は4m以上、その他の道路は3m以上 (道路構造令第10の2 第2項) ○ 歩道：交通量が多い道路は3.5m以上、その他の道路には2m以上 (道路構造令第11条第3項) ● 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること ● 原則として交差点等の地上に設けないこと
	H18自転車等 占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な感覚を確保できる場所であること (3-(1)-カ)
占用の期間	道路法施行令第9条	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般占用物件は5年以内 ※再度申請して占用許可を更新すれば、継続して占有することができる
工事実施の方法	道路法施行令第13条	<ul style="list-style-type: none"> ● 占有物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること ● 路面の排水を妨げない措置を講ずること
工事の時期	道路法施行令第14条	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の占有工事・道路工事の時期を勘案して適当な時期であること ● 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期であること
道路の復旧方法	道路法施行令第15条	<ul style="list-style-type: none"> ● 掘削土砂を埋め戻す場合は層ごとに行い、確実に締め固めること ● 掘削土砂をそのまま埋め戻すことが不適当な場合は土砂の補充又は入替え後に埋め戻すこと
占有施設の構造	道路法施行令第12条	<ul style="list-style-type: none"> ● 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること
	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないこと (第3-2) <ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること (第3-2)

	H18 自転車等 占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定式とし、十分な安全性及び耐久性を具備したものとすること (4-(1)) ● 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものとすること (4-(2)) ● 車輪止め装置は、安全や視距を確保する観点から、平面式とすること (4-(3)) ● 歩行空間と自転車等の駐車空間を明確に区分すること (4-(4)) ● 必要に応じ、反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防止するための措置を講じること (4-(5)) ● 自転車等の駐車等に際し、歩行者や自動車等と接触することがないよう、必要な余裕幅を確保するなどの安全上の配慮を十分行うこと (4-(6)) ● 駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため、道路標識、区画線及び道路標示を設ける必要があることから、管轄する警察署長と十分な協議を行うこと (4-(7)) 等
占用主体	H23 占用特例許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認める (第 3-3) ● 特例を受ける場合、「H18 自転車等占用許可基準」における下記基準は適用されない (第 3-1) ● 占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会その他自転車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整序する能力を有すると認められる者とする (2-(2)) 等
占用の許可の条件	H18 自転車等 占用許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的な条件の他、必要に応じて以下の条件を付す (5-(2)) <ul style="list-style-type: none"> ● 自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適切に行うこと ● 自転車等駐車器具の管理を適切に行うこと ● 不特定多数の者の利用に供すること ● 利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること 等

「H23 占用特例許可基準」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」(平成 23 年 10 月 20 日、国道利第 22 号)

「H18 自転車等占用許可基準」

→国土交通省道路局長通知「道路法施行令の一部改正について」(平成 18 年 11 月 15 日、国道利第 31 号)

■ 特例の適用を受けるための要件

- 占用特例の適用を受けて道路を占用しようとする者は、道路交通環境の維持向上を図るための措置を講ずる必要があります。

- 道路の占用により、通常の道路管理の水準を超える措置が必要になる場合、その措置は占有者が行う必要があります。例えば、道路空間における廃棄物の清掃は道路管理者の責務であり、現在も一定の頻度で清掃が行われていますが、オープンカフェとして運営していくために、通常の頻度以上に落ち葉やゴミの清掃が求められる場合があります。この場合、当該清掃の措置は占有主体が行う必要があります。
- 具体的な措置の内容としては、「占用施設（ベンチ、オープンカフェ、サイクルポートなど）周辺の清掃」や「看板を植樹帯に設置する場合の当該植樹の剪定」、「サイクルポートを設置する場合の周辺の放置自転車の整序」などが想定されます。

（以上、国土交通省道路局路政課「都市再生特別措置法の一部を改正する法律等により導入された道路関係制度の概要について」『道路行政セミナー』2011.09より）

■ 占有主体に課せられる義務

- 道路を占有する場合、道路法の規定に基づき、占用料を納付する必要があります。
 - 占用料は、道路の利用によって占有者が受ける利益を徴収するものです。その額については、直轄国道にあっては道路法施行令に、その他の道路にあっては条例により規定されています。

■ その他の道路占用特例制度

- 道路占用許可の特例制度については、余地要件の適用除外として、ここで挙げた都市再生特別措置法に基づく特例制度のほか、国家戦略特別区域における道路法の特例及び中心市街地活性化基本計画に基づく道路法の特例があります。（次頁参照）

■ 道路占用許可の特例制度 比較表

名称	都市再生特別措置法	国家戦略特別区域法	中心市街地活性化法
条文（政令）	第62条（政令第16条）	第17条第1項（政令第19条）	第9条第4項（政令第5条）
制度施行年	平成23年	平成26年	平成26年
制度の目的	都市の再生に貢献	産業の国際競争力の強化及び経済活動の拠点の形成に寄与	中心市街地の活性化に寄与
位置づける計画	都市再生整備計画（市町村が策定）	国家戦略特別区域計画（内閣総理大臣が認定）	中心市街地活性化基本計画（内閣総理大臣が認定）
対象施設	<p>1 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p> <p>2 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>3 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p>	<p>1 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p> <p>2 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>3 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>4 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p> <p>5 次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し(国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る)のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>ア 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物</p> <p>イ 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>ウ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ</p>	<p>1 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p> <p>2 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>3 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの</p>

※本手引きで解説

III.制度活用のメリット

- 道路管理者にとっては、民間の力を活用して、道路交通環境の維持及び向上を図ることができます。
- 市町村にとっては、道路空間を有効活用することで、まちに、にぎわいを創出することができます。
- 占用主体（まちづくり団体等）にとっては、道路区域を活用したまちなぎわい創出のための活動ができます。
 - 占用主体は、収益の有無にかかわらず、占用許可申請に際して添付した「道路交通環境の維持・向上を図るための措置」を行う必要がありますが、占用物件を用いて得られた収益については、用途の制限はありません。（まちづくりのためのさまざまな活動－例えば、ベンチ・街灯等の設置・管理、まちづくり団体の運営経費等－に充てることもできます。）

IV. 制度活用の手続き

【注】 以降で参照している通知の正式名称は以下の通りです。なお、本手引きでは、国が国の機関に対して示す「通達」及び地方公共団体に対して示す「技術的助言」をあわせて「通知」と呼称しています。

- 「道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成23年10月20日、国道利第22号）

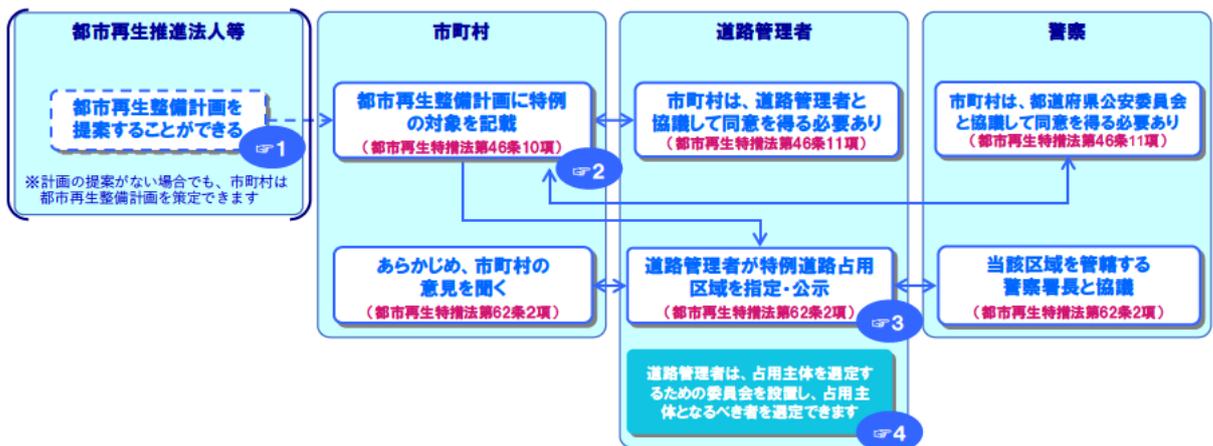
- 「道路法施行令に関する路政課長通知」

→国土交通省道路局路政課長通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日、国道利第20号）

- 「警察庁交通局長通達」

→警察庁交通局長「都市再生特別措置法の一部を改正する法律及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う交通警察の対応について」（平成23年10月20日、警察庁丙規発第24号）

■ 都市再生整備計画の提案～特例道路占用区域の指定まで



1 都市再生推進法人等が、都市再生整備計画を提案

※提案がない場合でも、市町村は都市再生整備計画を策定できます

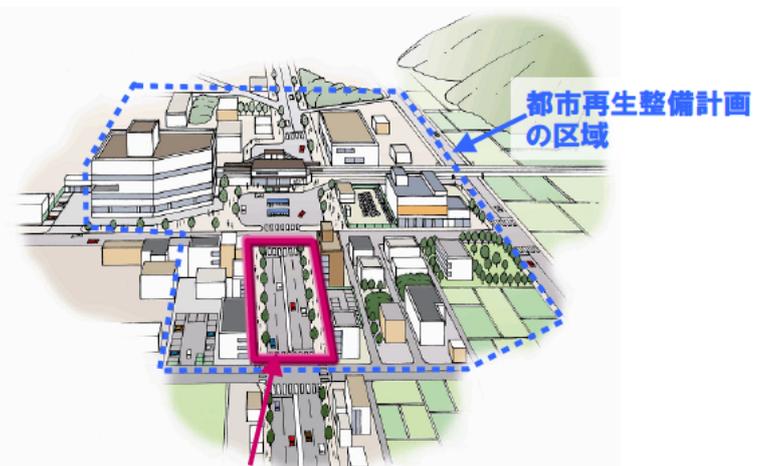
- 都市再生推進法人等は、都市再生整備計画を提案しようとする場合、事前に市町村の都市再生整備計画を所管する部署に当該制度の活用意向を伝え、意見を聴取しておくことが望ましいです。市町村は、都市再生推進法人より当該制度の活用意向が示された場合、必要な意見を述べたり、助言したりすることが望まれます。
- 令和2年の法改正に伴い、一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォーカーブル事業）の実施主体又は実施しようとする者も提案することができるようになりました。（P.25）
- 道路空間を活用して活動するなど行政側の関係者が多数になると見込まれる場合、あるいは、都市再生推進法人等がアイデア段階から行政側と意見交換し、当該制度の活用検討を進めていく場合などは、行政側は、例えば市町村都市再生協議会を設置するなど、効率的かつ迅速に対応できる体制を構築することが望ましいです。

2 市町村が、都市再生整備計画に特例の対象を記載

- 市町村は、「都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの」を占用許可を得て道路区域内に設置することについて、都市再生整備計画に記載することができず。**(法第 46 条第 10 項、道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)**
 - 当該施設の設置に伴い必要となる「道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」を、物件ごとに記載する必要があります。
(法第 46 条第 10 項、道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)
- 市町村は、上記記載を行おうとする場合、道路管理者及び都道府県公安委員会に協議して同意を得る必要があります。**(法第 46 条第 11 項)**
 - 道路管理者は、特例道路占用区域を指定し、無余地性の基準を除外して占用許可を行うことを見据え、道路の構造や交通の状況、将来の道路計画との整合等を考慮して、同意の判断を行います。**(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)**
 - 都道府県公安委員会は、当該施設の設置が交通に与える影響等を勘案し、交通管理者として必要な意見を申し入れた上、交通の安全と円滑に支障がないと判断した場合に同意の判断を行います。**(警察庁交通局長通達)**

3 道路管理者が、特例道路占用区域を指定

- 市町村が道路占用に係る記載を含む都市再生整備計画を策定した場合、道路管理者は、計画に記載された施設の種類の種類ごとに、特例道路占用区域を指定します。**(法第 62 条第 3 項)**
- 道路管理者は、上記区域を指定しようとする場合、市町村の意見を聞くとともに、当該区域を管轄する警察署長に協議する必要があります。**(法第 62 条第 2 項)**
 - 市町村には、当該区域が都市再生整備計画の趣旨に適合したものかどうかについて意見を聞きます。
(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)
 - 所轄警察署長は、当該区域内における交通流等の交通実態を勘案し、交通の安全と円滑に及ぼす影響等について検討した上、必要な意見を申し入れます。**(警察庁交通局長通達)**



道路占用許可の特例を活用する予定区域
(都市再生整備計画に記載)

これをもとに、道路管理者が特例道路占用区域を指定

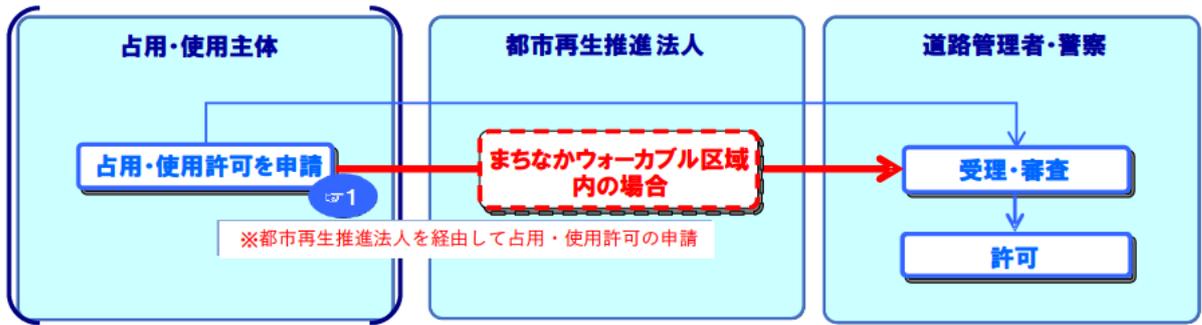
※記載方法のイメージは、P.50 を参照。

-
- 道路管理者は、上記区域を指定した場合、以下3点を、事務所への備え付け、ホームページへの掲載等の方法により公示する必要があります。(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)
 - ① 都市再生特別措置法第62条第1号に規定する道路の区域を指定する旨
 - ② 特例道路占用区域(図面)
 - ③ 当該区域に設けることのできる施設の種類(広告塔・看板/食事施設・購買施設等/自転車賃貸事業の用に供する自転車駐車器具)

4 公募、選定委員会による審議

- 特例道路占用区域を指定した道路管理者は、占用主体を選定するための委員会(選定委員会)を設置し、施設等の設置に係る募集要領を策定、提案募集を行い、選定委員会において占用主体となるべき者を選定することができます。
(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)
- ただし、特例道路占用区域で特定の者が占有を行うことについて十分な理由がある場合や、特例道路占有区域への占有希望者が1者しか想定されない場合は、一連の手続きを省略しても差し支えないこととされています。(道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知)
 - 具体的には、都市再生整備計画の決定段階において、同等の手続きにより公平性の確保がされた上で事業主体が定められている場合など。(路政課事務連絡)

■ 道路占用許可申請～許可まで



① 道路占用許可手続

- 特例道路占用区域内で指定された施設の場合、占用許可の審査にあたり「無余地性の基準」（道路の敷地外に余地が無いためにやむを得ないものであること）の適用が除外されます。ただし、特例が適用されるのは都市再生整備計画の計画期間内に限られます。（法第 62 条）
- 滞在快適性等向上区域（通称：まちなかウォークブル区域）内では都市再生推進法人を経由して道路の占用許可の申請手続きが可能です。（P.23）
- 申請に際しては、従来と同様、道路法第 32 条第 2 項で定められた以下の事項を記載した書類を提出する必要があります。

- | | | |
|------------|-----------------|-----------|
| ➢ 道路の占用の目的 | ➢ 道路の占用の場所 | ➢ 工事实施の方法 |
| ➢ 道路の占用の期間 | ➢ 工作物、物件又は施設の構造 | ➢ 工事の時期 |
| | | ➢ 道路の復旧方法 |

※直轄国道における占用許可申請書のフォーマットは、国土交通省のウェブサイトよりダウンロードすることができます。

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html>

- さらに、「当該施設の設置に伴い必要となる、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」を記載した書面を添付する必要があります。（道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知）
 - 書面では、当該措置の実実施計画（範囲、頻度、方法など）を記載する必要があります。（国土交通省道路局路政課「都市再生特別措置法の一部を改正する法律等により導入された道路関係制度の概要について」『道路行政セミナー』2011.09 より）
- 道路管理者は許可にあたり、「道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」ために必要な条件を付すことができます。（道路法第 87 条第 1 項、都市再生特措法第 62 条第 5 項）
 - 具体的には、以下の点に関する条件を付すことが考えられます。（道路占用許可の取扱いに関する路政課長通知）
 - 「当該施設の設置に伴い必要となる、道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」の履行を担保すること
 - 占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること
 - 都市再生整備計画の変更・廃止もしくは、占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いを明確にすること

2 道路使用許可手続

- 道路に施設等を設置する場合、道路管理者による占用許可とともに、所轄警察署長の使用許可を受ける必要があります。
- まちなかウォークアブル区域内では都市再生推進法人を經由して道路の使用許可の申請手続きが可能です。（P.23）
- 警察署長は、交通の妨害となるおそれがない場合、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなる場合、または公益上又は社会の慣習上やむを得ないものである場合には許可をする必要があります（許可証を交付します）。その際、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すことができます。
(道路交通法第 77 条)
- 通達では、使用許可を行うにあたり、食事施設等は長期間の占用となることが想定されるため、当該食事施設等の設置が直接的に交通の妨害となるおそれがない場合であっても、継続的な営業に伴い、利用者等による慢性的な混雑を発生させることが予想される場合等には、交通の安全と円滑を確保するための自主的な措置を講ずること等の必要な条件を付すこと、とされています。(警察庁交通局長通達)

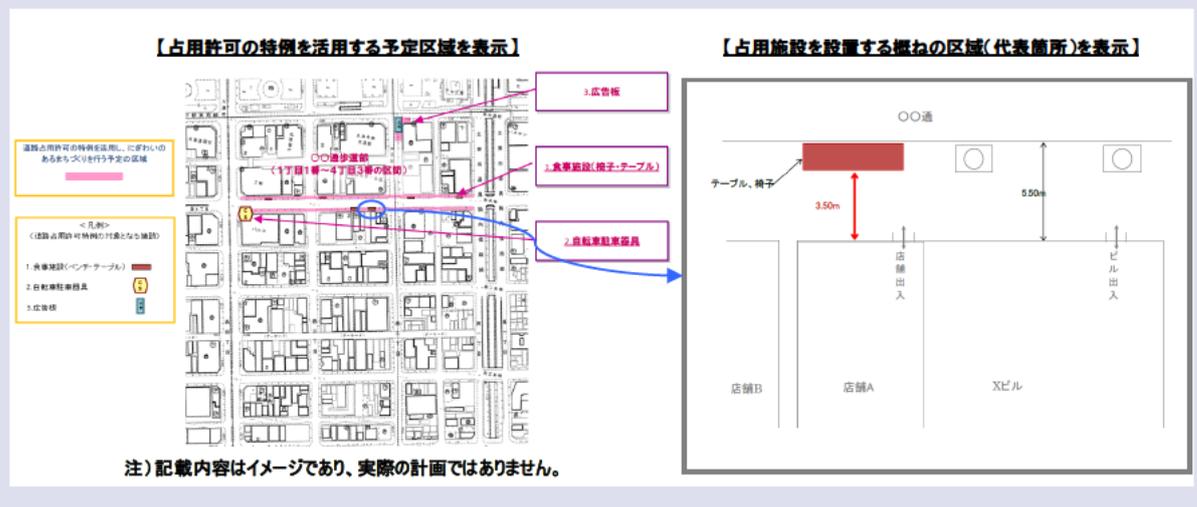
【注】 食事施設の場合、道路占用許可、道路使用許可のほか、原則として「食品営業許可」が必要となります。（食品衛生法第 52 条）

- 営業所所在地を管轄する保健所を通じて都道府県知事に申請します。
- 食品営業許可の基準は、都道府県が条例により定めています。都道府県によっては、短期間で行われるものなどについては、通常の営業許可ではなく、管轄の保健所への臨時の出店に関する届出・申請の上、保健所の指導を受けることなどとしている地域もありますので、詳細は管轄の保健所にお問い合わせ下さい。

参考：都市再生整備計画に記載する「道路占用許可の特例を活用する予定区域」のイメージ

- 市町村は、道路占用許可の特例を活用しようとする場合、道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得た上で、都市再生整備計画に、特例を活用しようとする施設の種類と、当該施設の設置に伴い必要となる「道路交通環境の維持及び向上を図るための措置」の内容を記載する必要があります。
- ただし、道路管理者・都道府県公安委員会の同意を得るためには、施設の種類だけでなく、その設置場所もある程度具体的に決めておく必要があると考えられます。そこで、都市再生整備計画には、道路占用許可の特例を活用する予定区域として、下図のような内容を記載してください。
- 道路管理者は、この記述を参考に、都市再生整備計画の区域内で施設の種類ごとに、特例の対象となる道路の区域（特例道路占用区域）を指定します。

都市再生整備計画における区域の記載イメージ（参考図）



5-2. 河川敷地占用許可制度

H16-

(河川敷地占用許可準則第 22～26)

I. 制度の背景・目的

- 従来、河川敷地の占用は、公的主体（地方公共団体・公益事業者等）が、公共性・公益性のある施設（公園、橋梁、送電線等）を設置する場合に限られてきました。
- 平成 16 年 3 月の通知で、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の特例措置が設けられ、河川局長（現、水管理・国土保全局長）が指定した区域に限り、広場やイベント施設等を設置することが認められました。ただし、社会実験としての措置であり、オープンカフェや広告板、イベント開催のための照明・音響施設等の占用主体については、公的主体に限定されていました。

（国土交通省事務次官通知「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（国河政第 98 号、平成 16 年 3 月 23 日）

- 平成 23 年 3 月の準則一部改正により、この特例措置が一般化され、全国の河川管理者が指定した区域で当該措置を実施できるようになるとともに、オープンカフェや広告板、イベント開催のための照明・音響施設等の占用主体として民間事業者等も認められることになりました。

（国土交通省事務次官通知「河川敷地の占用許可について」（国河政第 135 号、改正平成 23 年 3 月 8 日）

- また、平成 28 年 5 月の準則一部改正により、民間事業者がオープンカフェ等のために河川敷地を占有する場合の許可期間を、「3 年以内」から「10 年以内」へと延長しました。

（国土交通省事務次官通知「河川敷地の占用許可について」（国水政第 33 号、最終改正平成 28 年 5 月 30 日）

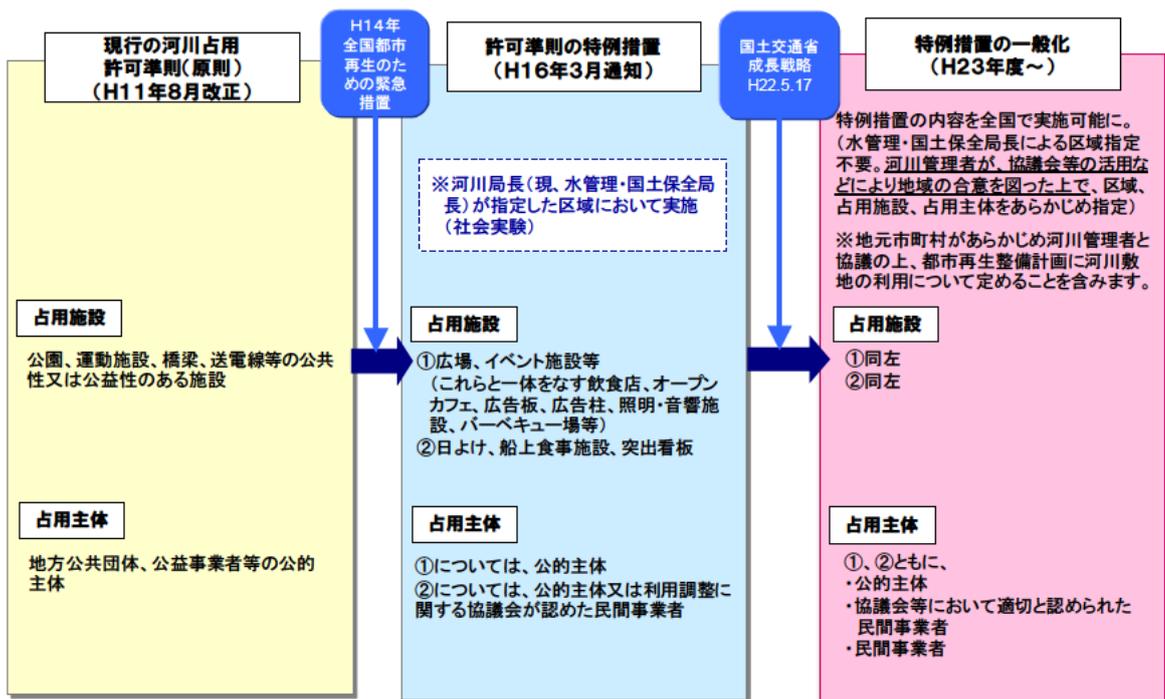
II. 制度の概要

- 河川管理者が、地域の合意を図った上で「都市・地域再生等利用区域」を指定し、あわせて占用方針及び占用施設の占用主体を定めます。
- この「都市・地域再生等利用区域」においては、
 - 占用施設：広場・イベント施設等及びそれと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設等による占用が認められます。
 - 占用主体：公的主体（国・地方公共団体、特別法に基づく法人等）に加え、民間事業者等（特定非営利活動法人、権利能力なき社団などを含む。）も認められます。
- 河川管理者は、「都市・地域再生等利用区域」を指定する際には、地域の合意を図る必要がありますが、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生整備計画に河川敷地の利用について位置付けられていることなどにより、地域の合意が図られていると捉えることが可能とされています。

III. 制度活用のメリット

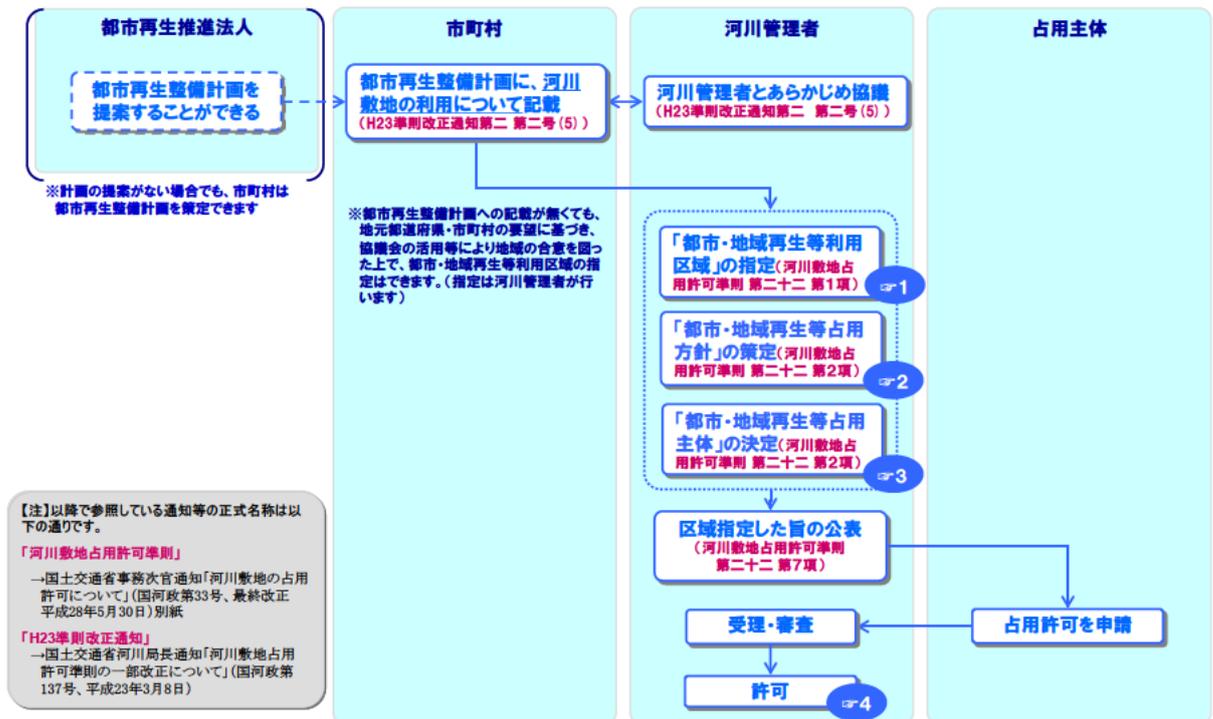
- 河川管理者にとっては、河川敷地を開放することにより、水辺空間の管理等に民間の力を借りることができます。
 - 河川管理者は占有主体が公的占有主体である場合、当該占有主体が施設使用者から得た利用料収入を、占有施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全・創出を図るための費用に充てることを、条件として付すこととしています。
- 市町村にとっては、河川空間を有効活用することで、まちににぎわいを創出することができます。
- 都市再生推進法人等にとっては、活動のための費用を確保することができます。
 - 河川敷地占有許可を受けて事業を実施して得た収益は、水辺空間の管理のほか、まちづくりのためのさまざまな活動（まちづくり団体の運営経費含む）に充てることができます。

河川敷地の占有に関する規制緩和について



出所：国土交通省報道発表(平成23年3月8日) 参考資料1「河川空間のオープン化について」に一部加筆。
http://www.mlit.go.jp/report/press/river03_hh_000301.html

IV.制度活用の手続き



① 「都市・地域再生等利用区域」の指定

- 治水上・利水上の支障等を生じることがない区域であることが必要です。(準則第二十二 第6項)
- 公平性・公益性の確保の観点から、河川管理者の判断のみで指定するのではなく、地域の合意が図られていることが求められます。地域の合意を確認する方法としては、例えば以下が想定されます。(以下の全てを行う必要はありません。いずれかの方法が採られていれば、地域の合意を確認することができると考えられます)(準則第二十二 第5項、H23 準則改正通知第二の二 (5))
 - 河川敷地の利用調整に関する協議会(河川管理者、地方公共団体等で構成)を組織し、検討を行い、地域の合意を図ること
 - 地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること
 - 地元市町村の同意が得られていること など

2 「都市・地域再生等占用方針」の策定

- 占用方針には、占用許可を受けることができる施設と、その許可方針を定める必要があります。
(準則第二十二 第3項)

① 占用許可を受けることができる施設

- 広場、イベント施設、遊歩道 (準則第二十二 第3項第一号~第三号)
- 船着場、船舶係留・上下架施設 (斜路を含む) (準則第二十二 第3項第四号・第五号)
 - 当該占用施設の管理能力等を十分に有する者が占用主体となり、工作物設置許可基準に該当するもの (H23 準則改正通知第二の二(3))
- (上記施設と一体をなす) 飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場、自動販売機等 (準則第二十二 第3項第六号、H23 準則改正通知第二の二(3))
- 日よけ、突出看板、川床 (準則第二十二 第3項第七号・第九号・第十号)
 - 堤内側のビル・家屋等から河川に突出しており、当該建築物と一体的に適正に管理されるもの (H23 準則改正通知第二の二(3))
- 船上食事施設 (準則第二十二 第3項第八号)
 - 船舶の所有者が占用主体となり、原則として船舶係留施設に係留して営業活動を行い、出水時には河川敷地外に移動する等、河川管理上支障のないもの (H23 準則改正通知第二の二(3))
- その他都市及び地域の再生等のために利用する施設 (これと一体をなす準則第二十二 第3項第六号に掲げる施設を含む) (準則第二十二 第3項第十一号)
 - 上記の施設は例示であり、その他の都市及び地域の再生等のために利用する施設も占用許可を受けることができる施設に含むものとする

② 占用の許可を受けることができる施設に係る許可方針

- 施設に共通の (又は施設ごとの) 特性等を踏まえた占用許可を可能とする要件、付すべき許可条件等の考え方を定めます。 (H23 準則改正通知第二の二(2))

3 「都市・地域再生等占用主体」の決定

< 占用許可を受けることができる者 >

① 従来の占用主体 (公的占用者) (準則第六、準則第二十二 第4項第一号)

- 国又は地方公共団体
- 特別な法律に基づき設立された法人 (日本高速道路保有・債務返済機構、都市再生機構、地方公社等)
- 国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

- 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 市街地開発事業を行う者、又は、当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設の整備を行う者
- 河川水面の利用調整に関する協議会等で、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者
 - 当該公的占用主体は、営業活動を行う事業者等(NPO、権利能力なき社団含む)を選定し、使用契約を締結して、占用施設を使用させることができます。(準則第二十五 第1項)
 - ✓ 使用契約では、使用の具体的内容、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項等を定めます。(準則第二十五 第4項)
 - 河川管理者は、当該公的占用主体に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占有許可をする場合には、以下の条件を付すものとします。(準則第二十五 第2項、H23 準則改正通知第二の二(4))
 - ✓ 施設使用者に占有施設を使用させる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること(占有主体は、使用契約の内容を河川管理者に報告する必要あり)
 - ✓ 施設使用者から施設利用料を得る場合には、その収入を、占有施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用(イベント費、広告費、料金徴収費、事務費、占有施設又はその周辺の河川管理施設の維持管理費等必要な費用をすべて含む)に充てること
 - ✓ 施設利用料の徴収・活用状況を、河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数、報告すること

②「河川敷地の利用調整に関する協議会等」において適切と認められた、営業活動を行う事業者等(NPO、権利能力なき社団含む) (準則第二十二 第4項第二号)

- 地域の合意が確認できれば、協議会以外の方法(都市再生整備計画での位置付け、地元市町村の同意など)でも構いません。

(H23 準則改正通知第二の二(4))

③営業活動を行う事業者等(NPO、権利能力なき社団含む) (準則第二十二 第4項第三号)

- 占有許可にあたって、公的主体や協議会等の調整や関与によることなく、河川管理者のみの判断で占有許可を行うことになるため、河川管理者自らが利用調整(地域の合意を図ることを含む。)を行うとともに、将来にわたる施設の適正な管理を担保する必要があります。(H23 準則改正通知第二の二(4))

4 河川敷地占用の許可

- 占有の許可の期間は、上記①～③のいずれにおいても10年以内。(占有の態様等を考慮して適切なものとする必要がある) (準則第二十四)
- 都市再生推進法人は公的占有者(「国又は地方公共団体の許認可を受けて公益性のある事業又は活動を行う者」として、上記①に該当すると考えられます。

参考：河川敷地占用許可制度を適用した場合のイメージ

許可準則の特例措置(H16年3月通知)

- 地域活性化等の観点からイベント施設やオープンカフェの設置等水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、平成16年より民間事業者による河川敷地での営利活動を可能にする規制緩和を社会実験(特例措置)として実施した。
- 道頓堀川(大阪市)、京橋川等(広島県)等の区域で限定的に実施された。

特例措置の一般化(H23年度～)

特例措置の内容を全国で実施可能に

※水管理・国土保全局長による区域指定不要。
 ※河川管理者が、協議会等の活用などにより地域の合意を図った上で、区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定。

国土交通省成長戦略
H22.5.17

規制緩和の内容



道頓堀川(大阪市)
 大阪市による川の兩岸の遊歩道の整備や船着場の整備に合わせて民間事業者によるオープンカフェの設置やイベントの開催(社会実験として実施)

河川空間利用のイメージ



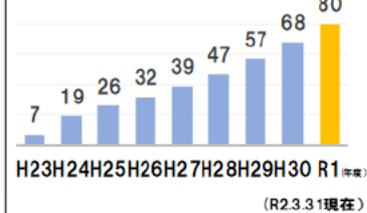
河川敷地占用許可準則の概要

- 河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能としたもの。(河川空間のオープン化)
- 平成28年には、民間事業者等が安定的な営業活動を行えるよう、準則を改正し、民間事業者等による占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」へと延長した。

オープン化が適用される要件

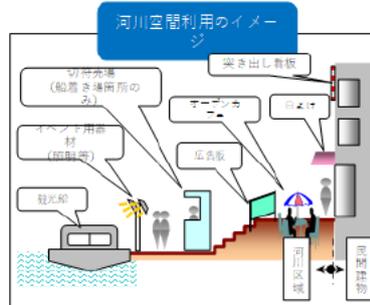
- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。(治水及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

河川空間のオープン化
活用実績数(累計)



都市・地域再生等利用区域において占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場 等



河川空間のオープン化の事例

オープンカフェ(広島市・京橋川)バーベキュー広場(埼玉県・都幾川)



民間事業者等が河川敷地にオープンカフェやバーベキュー場等を設置することが可能に。

参考：かわまちづくり支援制度

- 市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組を進め、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すため、「かわまちづくり」の登録を行い、河川管理者が「かわまちづくり」の取組を支援する制度。
- 具体的には、この制度の登録した「かわまちづくり計画」に沿った河川整備を行う事業については、河川環境整備のための河川管理者の実施する事業が、予算配分の対象となることが要綱に明示されているため、まち空間と河川空間とが一体となった整備を行うことが可能となります。

【概要】

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意して「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

【ソフト支援】 優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援

【ハード支援】 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

【実施事例】



管理用通路を活用したフットパス(最上川)



水辺のオープンカフェ(那珂川)

【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



【民間事業者と河川管理者が連携した取組】

(民間事業者と連携した水辺整備の例)

- ・ 民間事業者による水辺のオープンカフェ等の営業活動と河川管理者による護岸整備や管理用道路(散策路)の整備
- ・ 民間事業者による船着場の整備に併せ、河川管理者が高水敷整正、護岸、坂路等を整備

かわまちづくり支援制度に関するHP <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>

5-3. 都市公園の占用許可特例制度 (法第 62 条の 2)

H28-

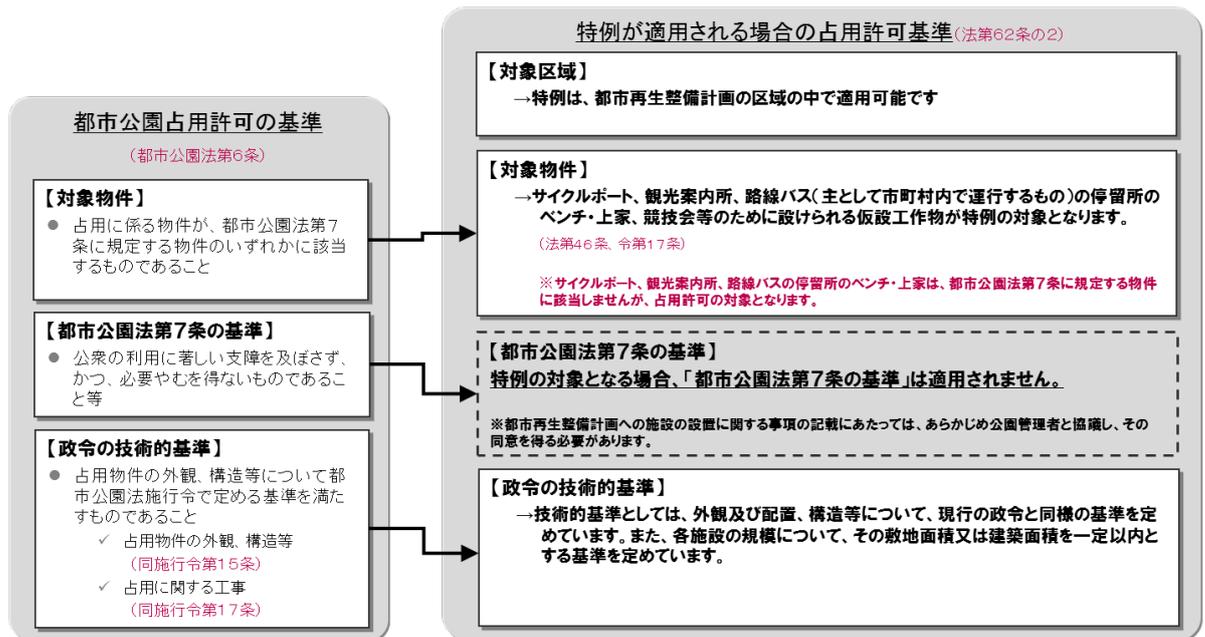
1. 制度の背景・目的

- 都市機能が集積し、既に市街地化が進んでいる都市再生整備計画の区域においては、都市の居住者、来訪者又は滞在者にとって利便性の高い自転車駐車場（サイクルポート）や観光案内所等の施設を設置する適当な場所の確保が困難な場合が想定されることから、当該区域内の公園はその設置場所の候補地となり得ます。
- また、都市再生推進法人等のまちづくり団体が、都市公園をはじめとする公共公益施設を活用してまちづくり活動を行う際、当該施設の使用の可否が見通せないことが事業実施の妨げになっている場合もあるため、民間まちづくり活動の促進を図る観点から、許可の予見性を高め、都市公園の占用許可手続きを簡素化する必要があります。
- このため、あらかじめ公園管理者と協議し、その同意を得た場合には、都市再生整備計画に、都市公園における居住者等の利便の増進に資する施設の設置に関する事項を記載することができることとし、当該事項が記載された都市再生整備計画の公表から 2 年以内に当該施設に係る占用許可の申請があった場合は、技術的基準に適合すれば、都市公園法第 7 条の規定にかかわらず、公園管理者は、その占用を許可することとする特例を設けました。

(H28 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行について (技術的助言))

II. 制度の概要

- 通常、都市公園の占用は、一定の物件又は施設によるものに限定され、公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ない場合等にしか許可されません（都市公園法第7条）が、市町村が、都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するために必要であるとして、都市再生整備計画に位置づけた施設等については、一定の要件を満たせば、公園の占用許可の特例を受けることができます。



■ 特例を適用可能な施設

- 特例を適用可能な施設は、自転車駐車場、観光案内所その他都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するものとして、サイクルポート、観光案内所、路線バス（※）の停留所のベンチ・上家、競技会等のために設けられる仮設工作物とされています。（法第 46 条第 12 項、施行令第 17 条）

※いわゆるコミュニティバスを想定していますが、どのような運行形態、運行区域の路線バスが対象となるかについては、公園管理者が、都市再生整備計画への施設の設置に関する事項の記載にあたっての協議段階において、地域の実情に応じて個別に判断することとなります。例えば、学校や病院、鉄道駅など居住者が日常で利用する施設が隣接する市町村にあり、市町村の区域を跨いで運行区域が設定されているコミュニティバス等は対象となると考えられます。

■ 特例の適用を受けるための要件

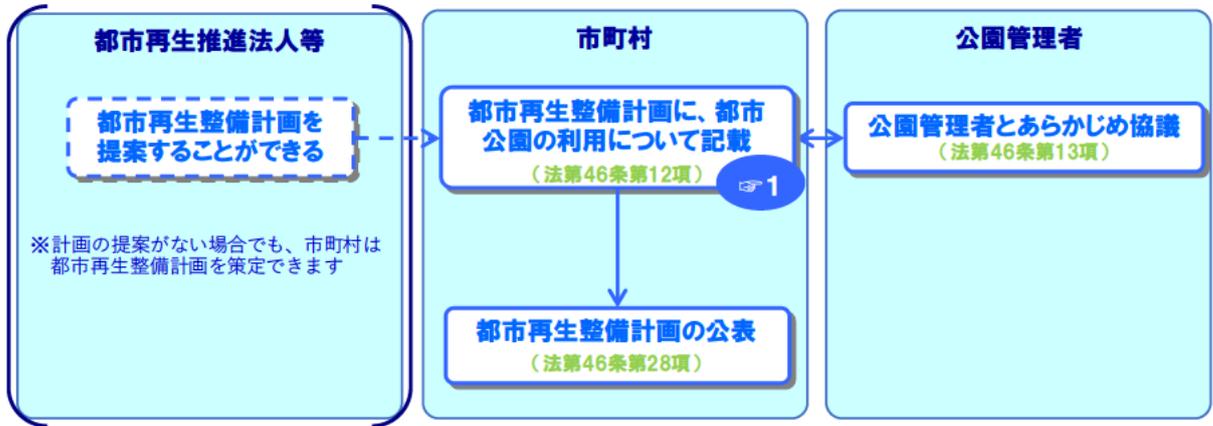
- 設置に当たっては、都市公園の環境の維持及び向上を図るため、清掃等が適切に行われなければなりません。（法第 46 条第 12 項）

III.制度活用のメリット

- 公園管理者にとっては、民間の力を活用して、民間まちづくり活動の促進や公園環境の維持及び向上を図ることができます。
- 市町村にとっては、公園空間を活用することで、まちの居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進を図ることができます。
- 占用主体（都市再生推進法人等）にとっては、都市公園を活用した民間まちづくり活動などの事業ができます。

IV. 制度活用の手続き

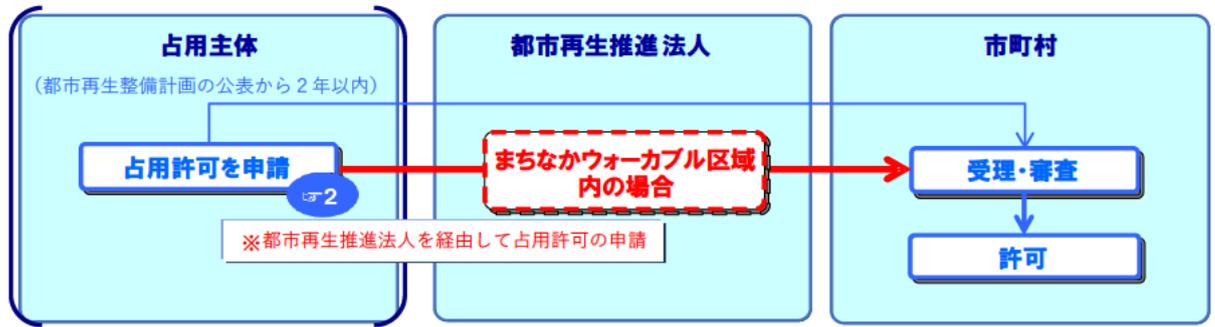
■ 都市再生整備計画の提案～公表まで



1 市町村が、都市再生整備計画に特例の対象を記載

- 市町村は、「都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設」を占用許可を得て都市公園に設置することについて、都市再生整備計画に記載することができます。
(法第46条第12項)
- 当該施設のみを利用する者が増大すること等による都市公園の環境悪化も懸念されることから、清掃等の都市公園の環境の維持及び向上についても併せて記載する必要があります。
- 市町村は、上記記載を行おうとする場合、公園管理者に協議して同意を得る必要があります。
(法第46条第13項)

■ 公園占用許可申請～占用許可まで



② 都市公園の占用の許可

- 都市再生整備計画が公表された日から2年以内に、当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用許可の申請があった場合においては、技術的基準に適合する限りにおいて、許可をすることとされています。(法第62条の2)
- まちなかウォークアブル区域内では都市再生推進法人を経由して公園の占用許可の申請手続きが可能です。(P.23)

参考：都市公園の占用許可特例制度のイメージ

- 現行制度上、都市公園には公共性の高いもの等必要最小限の範囲で都市公園の占用を認めることとしている。
- 今回の制度改正により、都市公園にサイクルポート、観光案内所が占用可能となり、民間まちづくり団体の活動が活発化し、地域の賑わい創出に寄与。

現状と課題

- サイクルポート、観光案内所は、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に寄与する施設であるが、一定の面積を要することから、既に市街化された地域内の、特に当該施設の利用が見込まれる場所において、用地を確保することが困難である。
- 都市公園法令上、サイクルポート、観光案内所は占有物件として規定されていないため、都市公園に設置できない。
- NPO法人やまちづくり会社等の民間のまちづくり団体が、都市公園等の公共公益施設の使用の可否が見通せないことは、継続的かつ計画的な活動実施の妨げとなっている。

サイクルポート、観光案内所等についての都市公園の占用許可の特例

都市再生整備計画に、都市公園に設ける居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設(サイクルポート、観光案内所等)の整備に関する事項を記載
※計画への記載については、当該都市公園の公園管理者の同意が必要

都市再生整備計画が公表された後2年以内に当該施設等の占用の許可の申請があった場合には、公園管理者は、技術的基準に適合する限り、その占用を許可することとする。



期待される効果

- 病院、駅、商業施設、観光施設等、居住者等が訪れる施設相互のアクセス性が向上し、都市の居住環境が向上する。
- 観光サービスの充実により当該地域への来訪者が増加、回遊性が向上し、地域の経済活動が活発化する。

参考：官民連携まちづくりに関する占用許可の特例制度等の一覧

名称	道路占用許可の特例	河川敷地占用許可	都市公園の占用許可の特例
条文 (令)	都市再生特別措置法第62条 (同施行令第16条)	河川敷地占用許可準則第22～第26	都市再生特別措置法第62条の2 (同施行令第17条)
創設年度	平成23年度	平成23年度 (※民間へのオープン化)	平成28年度
対象区域	特例道路占用区域	都市・地域再生等利用区域	都市再生整備計画の区域
要協議	道路管理者及び警察 (公安委員会)の同意が必要	河川管理者ほか地域の合意が必要 ※合意確認手段：都市再生整備計画への記載等	公園管理者の同意が必要
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの ○ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの ○ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広場、イベント施設、遊歩道 ○ 船着場、船舶係留・上下架施設(斜路含む) ○ (上記施設と一体をなす)飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場、自動販売機等 ○ 日よけ、突出看板、川床 ○ 船上食事施設 ○ その他都市及び地域の再生等のため利用する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの ○ 観光案内所 ○ 路線バス(主として一の市町村の区域内において運行するものに限る)の停留所のベンチ又は上家 ○ 協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

■ まちなかウォークアブル区域内の都市公園法の特例等につきましては、下記をご参照ください。

- 看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例 (P.89)
- 公園施設の設置管理許可の特例 (P.93)
- 公園施設設置管理協定制度 (P.95)